

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	心身障害者福祉手当の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、心身障害者福祉手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都墨田区長

## 公表日

令和7年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者福祉手当の支給に関する事務
②事務の概要	墨田区心身障害者福祉手当条例に基づき心身障害者福祉手当の支給に関する下記の事務を行う。 1 認定申請に関する事務 2 資格確認に関する事務 3 資格喪失に関する事務
③システムの名称	1 総合福祉システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者福祉手当の支給に関する事務の特定個人情報データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の区長の部 3の項、別表第2の区長の部 4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [      実施する      ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区福祉部障害者福祉課障害者給付係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel:03-5608-6163
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区福祉部障害者福祉課障害者給付係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel:03-5608-6163
9. 規則第9条第2項の適用	
[      ]適用した	

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー取得の際は、本人からマイナンバーを取得することを基本とし、本人からの取得が困難な場合については4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、心身障害者福祉手当の支給に関する事務では、特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管及び個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄に手作業で特定個人情報を取扱う場面が存在するが、複数人での確認を行うこととしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
<h2>10. 従業者に対する教育・啓発</h2>	
従業者に対する教育・啓発	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[   十分に行っている  ]</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<h2>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</h2>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[   十分である  ]</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>墨田区情報セキュリティポリシー・基本方針、墨田区情報セキュリティポリシー・対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>加えて、以下の運用を徹底している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する。</li><li>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。</li><li>・USBメモリを使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールの徹底。</li><li>・特定個人情報を含む書類等の保管場所を移す場合や廃棄する場合は、特定個人情報が含まれていない書類等と分別して管理、保管、廃棄をする。</li></ul> <p>以上を踏まえ、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	3法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号)	番号法第9条第2項 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号	事前	平成30年7月1日から利用開始予定
平成30年5月31日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事前	平成30年7月1日から利用開始予定
平成30年5月31日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携		情報照会 番号法第19条第8号	事前	平成30年7月1日から利用開始予定
平成30年5月31日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月2日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月2日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	対象人数 いつの時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更による
令和1年12月13日	I -3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事後	
令和1年12月13日	I -4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②)	情報照会 【情報照会】 番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号	【情報照会】 ・番号法第19条第8号	事後	
令和1年12月13日	I -8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	墨田区福祉保健部障害者福祉課事業者係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	事後	
令和1年12月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和元年11月30日 時点	事後	
令和1年12月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和元年11月30日 時点	事後	
令和1年12月13日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和2年6月11日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過
令和3年6月10日	対象人数 いつの時点の計数か	令和元年11月30日 時点	令和3年5月24日 時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年11月30日 時点	令和3年5月24日 時点	事後	
令和4年6月16日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月24日 時点	令和4年5月19日 時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月24日 時点	令和4年5月19日 時点	事後	
令和4年6月16日	IV-8 監査	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事後	令和3年度にICT推進担当による内部監査を行ったため
令和4年6月16日	I -4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②)	【情報照会】 ・番号法第19条第8号・番号法第19条第9号	【情報照会】 ・番号法第19条第9号	事後	令和3年9月1日及び令和4年1月11日施行の番号法の一
令和4年6月16日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	○委託しない	事後	委託をしていなかったが、委託欄に回答があつたため修正し
令和4年6月16日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネット)	○提供・移転しない	十分である	事後	令和3年度から子育て支援課への特定個人情報の移転する
令和5年6月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年5月19日 時点	令和5年5月23日 時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年5月19日 時点	令和5年5月23日 時点	事後	
令和5年6月26日	I -特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	墨田区福祉保健部障害者福祉課障害者給付係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	墨田区福祉保健部障害者福祉課障害者給付係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	事後	
令和5年6月26日	I -8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区福祉保健部障害者福祉課事業者係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	墨田区福祉保健部障害者福祉課障害者給付係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	事後	
令和6年8月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和5年5月23日 時点	令和6年5月31日 時点	事後	
令和6年8月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年5月23日 時点	令和6年5月31日 時点	事後	
令和7年6月27日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年5月31日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和7年6月27日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年5月31日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和7年6月27日	IV-8 入手を介在させる作業	—	項目追加	事後	様式変更による
令和7年6月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	様式変更による